

令和 8 年第 3 回

各務原市議会定例会議案

令和 8 年 9 月 1 日

目 次

認第 1 号	令和 7 年度各務原市一般会計決算の認定について	4 頁
認第 2 号	令和 7 年度各務原市国民健康保険事業特別会計決算の認定について	5 頁
認第 3 号	令和 7 年度各務原市介護保険事業特別会計決算の認定について	6 頁
認第 4 号	令和 7 年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について	7 頁
認第 5 号	令和 7 年度各務原市水道事業会計決算の認定について	8 頁
認第 6 号	令和 7 年度各務原市下水道事業会計決算の認定について	9 頁
議第 6 8 号	令和 8 年度各務原市一般会計補正予算（第 4 号）	別冊
議第 6 9 号	令和 8 年度各務原市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議第 7 0 号	令和 8 年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議第 7 1 号	各務原市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について	1 0 頁
議第 7 2 号	各務原市火災予防条例の一部を改正する条例について	1 2 頁
議第 7 3 号	各務原市印鑑条例の一部を改正する条例について	1 4 頁
議第 7 4 号	各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	1 7 頁
議第 7 5 号	各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び各務原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	2 1 頁
議第 7 6 号	各務原市都市景観条例の一部を改正する条例について	2 4 頁
議第 7 7 号	各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について	2 6 頁
議第 7 8 号	財産の取得について（高規格救急自動車（西部方面消防署））	2 8 頁
議第 7 9 号	令和 7 年度各務原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	2 9 頁
議第 8 0 号	市道路線の廃止及び認定について（市道鵜 1 4 1 0 号線）	3 0 頁
議第 8 1 号	市道路線の廃止及び認定について（市道那 2 9 0 号線）	3 3 頁
議第 8 2 号	市道路線の廃止及び認定について（市道鵜 2 7 1 号線ほか 1 路線）	3 6 頁

議第 8 3 号	各務原市固定資産評価審査委員会委員の選任について	3 9 頁
議第 8 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について	4 1 頁
議第 8 5 号	人権擁護委員候補者の推薦について	4 3 頁
議第 8 6 号	人権擁護委員候補者の推薦について	4 5 頁
議第 8 7 号	人権擁護委員候補者の推薦について	4 7 頁
議第 8 8 号	人権擁護委員候補者の推薦について	4 9 頁

認第1号

令和7年度各務原市一般会計決算の認定について

令和7年度各務原市一般会計決算を別冊のとおり認定に付する。

令和8年9月1日提出

各務原市長 浅野 健 司

認第2号

令和7年度各務原市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

令和7年度各務原市国民健康保険事業特別会計決算を別冊のとおり認定に付する。

令和8年9月1日提出

各務原市長 浅野 健 司

認第3号

令和7年度各務原市介護保険事業特別会計決算の認定について

令和7年度各務原市介護保険事業特別会計決算を別冊のとおり認定に付する。

令和8年9月1日提出

各務原市長 浅 野 健 司

認第4号

令和7年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について

令和7年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計決算を別冊のとおり認定に付する。

令和8年9月1日提出

各務原市長 浅野 健 司

認第5号

令和7年度各務原市水道事業会計決算の認定について

令和7年度各務原市水道事業会計決算を別冊のとおり認定に付する。

令和8年9月1日提出

各務原市長 浅 野 健 司

認第6号

令和7年度各務原市下水道事業会計決算の認定について

令和7年度各務原市下水道事業会計決算を別冊のとおり認定に付する。

令和8年9月1日提出

各務原市長 浅 野 健 司

議第 7 1 号

各務原市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

地方自治法施行規則の一部改正等に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

各務原市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例（平成４年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「昭和５０年条例第６号」を「平成１０年条例第２７号」に改める。

第４条中「第２１条第２項」を「第１８条の３第１項」に改める。

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

議第 7 2 号

各務原市火災予防条例の一部を改正する条例について

各務原市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト等の管理に関する基準を定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市火災予防条例の一部を改正する条例

各務原市火災予防条例（昭和38年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第18条に次の1項を加える。

- 3 液体燃料を使用する調理に用いる器具にあつては、第1項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。

第19条に次の1項を加える。

- 3 固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、前条第3項の規定を準用する。

第20条に次の1項を加える。

- 3 気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、第18条第3項の規定を準用する。

第21条に次の1項を加える。

- 3 電気を熱源とする調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、第18条第3項の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

議第 7 3 号

各務原市印鑑条例の一部を改正する条例について

各務原市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

個人番号カード等で印鑑登録証明書の交付の申請ができるよう改める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市印鑑条例の一部を改正する条例

各務原市印鑑条例（平成１０年条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「に持参させ、又は登録申請者が自ら持参することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて」を「又はその」に改め、同条第３項第１号中「はった」を「貼付した」に改める。

第８条第３項中「うえ」を「上」に改める。

第１０条第２項に次のただし書を加える。

ただし、印鑑の登録を受けている者が自ら申請をする場合は、次の各号のいずれかに掲げる書類（個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号。以下「公的個人認証法」という。）第２２条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。次項第２号において同じ。）が記録されているものに限る。以下「個人番号カード等」という。）をもって、印鑑登録証に代えることができる。

- （１）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カード
- （２）出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カード
- （３）日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書

第１０条第３項中「印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、」を「次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める方法により」に、「うえ」を「上」に改め、同項に次の各号を加える。

- （１）印鑑登録証を添えた申請 印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項との照合
- （２）個人番号カード等を添えた申請 個人番号カード用利用者証明用電子証明書が有効であること及び有効な暗証番号（公的個人認証法第２条第５項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いる暗証番号をいう。次条において同じ。）が入力されたことの確認並びに印鑑登録原票の登録事項との照合

第１０条の２を次のように改める。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の申請等）

第10条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)に個人番号カード等又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備(公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を使用して、暗証番号を入力し、又はこれに代わる認証を行うことにより、印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議第 7 4 号

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年条例第３７号）の一部を次のように改正する。

別表第１の５の項を次のように改める。

５ 削除	
------	--

別表第２の１の項中

生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

を

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和２９年５月８日付け社発第３８２号厚生省社会局長通知。以下「昭和２９年社発第３８２号通知」という。）に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であって生活に困窮する者に係る生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による保護の決定及び実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給の取扱いに準じた事務に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

に改め、同表２の項中

外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

を削り、同表４の項中

身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和３

を削り、同表５の項中「条例」の次に「又は

5 年法律第 3 7 号) にいう知的障害者に関する情報 (以下「障害者関係情報」という。) であって規則で定めるもの

」

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律 (平成 3 1 年法律第 3 号) 」を、「による地方税」の次に「又は森林環境税」を加え、同表 6 の項中

「

外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

を削り、同表 7 の項中「知的障害者福祉法」

」

の次に「 (昭和 3 5 年法律第 3 7 号) 」を加え、同表 8 の項中

「

外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

を削り、同表 1 0 の項中「障害者関係情報」

」

を「身体障害者福祉法による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号) による精神障害者保健福祉手帳に関する情報 (以下「障害者関係情報」という。)」に改め、同表 1 1 の項を次のように改める。

1 1 削除		
--------	--	--

別表第 2 の 1 2 の項中「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」の次に「 (昭和

「

3 9 年法律第 1 3 4 号) 」を加え、

身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報であって規則で定めるもの

を削り、

」

同表 1 3 の項を次のように改める。

1 3 削除		
--------	--	--

「

別表第 2 の 1 5 の項中

障害者関係情報であって規則で定めるもの

を削り、同表 1 9

」

「

の項中

外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

を削り、同表中 2 4 の項を削り、2 3

」

の項を 2 4 の項とし、2 0 の項から 2 2 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、1 9 の項の次に次のように加える。

2 0 市長	昭和 2 9 年社発第 3 8 2 号通知	地方税関係情報であって規則で定め
--------	-----------------------	------------------

	に基づく外国人であって生活に	るもの
	困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収（以下	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
	この項において「生活保護関係事務」という。）の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であって規則で定めるもの	改良住宅関係情報であって規則で定めるもの

別表第3を次のように改める。

別表第3（第4条関係）

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
			住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議第 7 5 号

各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び各務原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び各務原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

児童対象性暴力等の防止に関する基準を定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び各務原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(各務原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 各務原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当

該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

議第 7 6 号

各務原市都市景観条例の一部を改正する条例について

各務原市都市景観条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

景観法の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市都市景観条例の一部を改正する条例

各務原市都市景観条例（平成１８年条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第２０条第１項及び第２項中「第１６条第７項第１１号」を「第１６条第８項第１２号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

議第 7 7 号

各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

都市公園施設設置管理許可評価委員会を設置するため、この条例を定めようとする。

各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

各務原市附属機関設置条例(令和3年条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表第1市長の部に次のように加える。

各務原市 都市公園 施設設置 管理許可 評価委員 会	都市公園法（昭和31 年法律第79号）第5 条の4第3項の規定に よる設置等予定者の選 定及び公募の方法によ り学びの森の公園施設 を管理する公園管理者 以外の者を選定する場 合の候補者の選定につ いて審査し、並びに同 法第5条の2第1項に 規定する公募設置等指 針の策定について必要 な事項を調査審議する こと。	6人	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民又は市内の事業所 に勤務する者 (3) 市の職員	委嘱又は 任命の日 から審査 又は調査 審議が終 了するま で
---	---	----	---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 7 8 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する物件 | 高規格救急自動車（西部方面消防署） |
| 2 | 取得の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 取得の価格 | 3 1 , 8 4 6 , 0 4 5 円 |
| 4 | 取得の相手方 | 岐阜県岐阜市東興町 1 番地
岐阜日産自動車株式会社 GN b i z m a t e s
マネージャー 松 倉 弘 明 |

議第 7 9 号

令和 7 年度各務原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 7 年度各務原市水道事業会計未処分利益剰余金 8 6 7, 0 3 8, 7 9 5 円のうち、9 0, 0 0 0, 0 0 0 円を資本金に組み入れ、7 0, 0 0 0, 0 0 0 円を減債積立金に、3 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円を建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

議第 80 号

市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項及び第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を廃止及び認定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

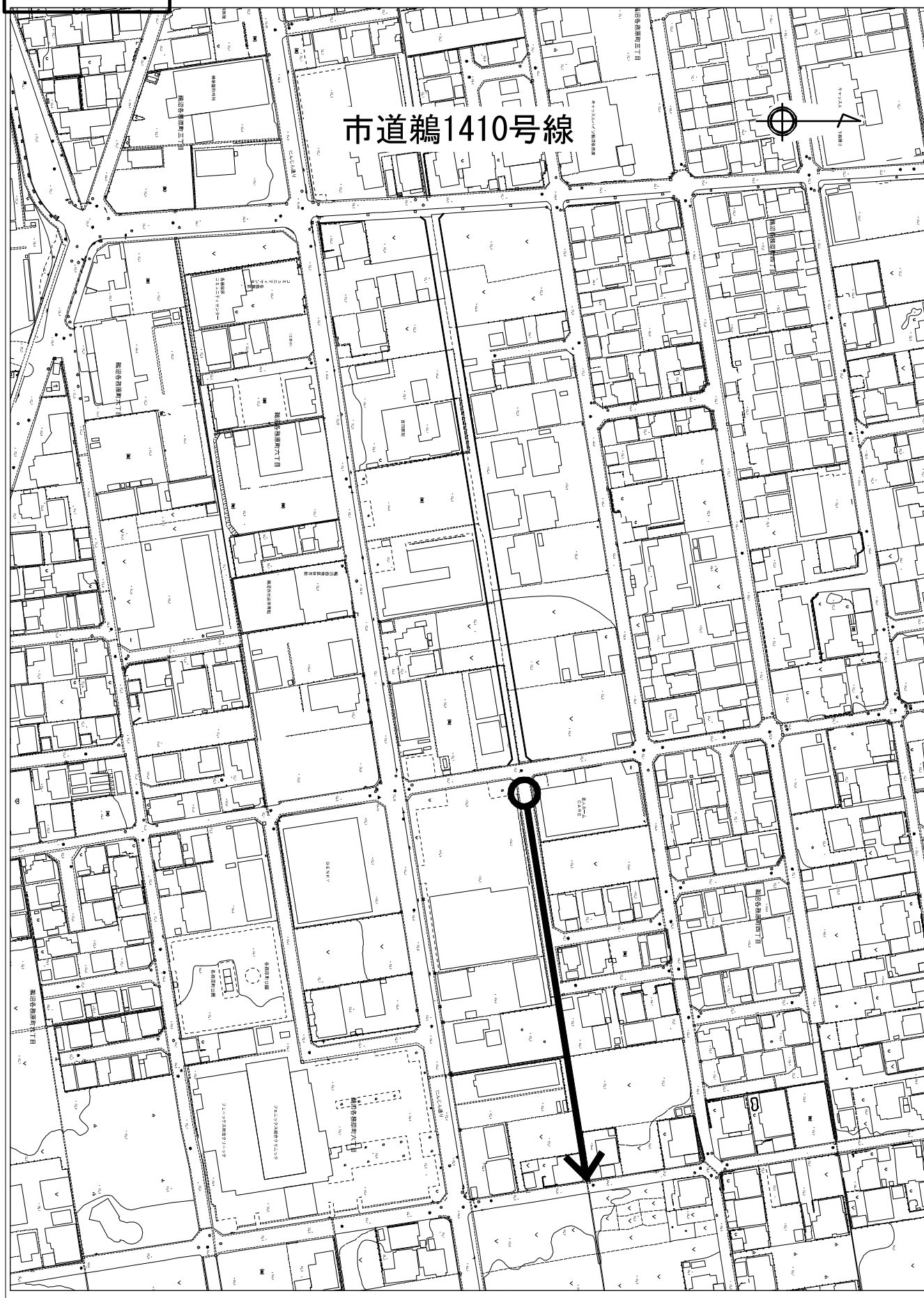
地区計画道路各務原南 6 号整備事業に伴い、市道路線の再編成をするため、それぞれ廃止及び認定しようとする。

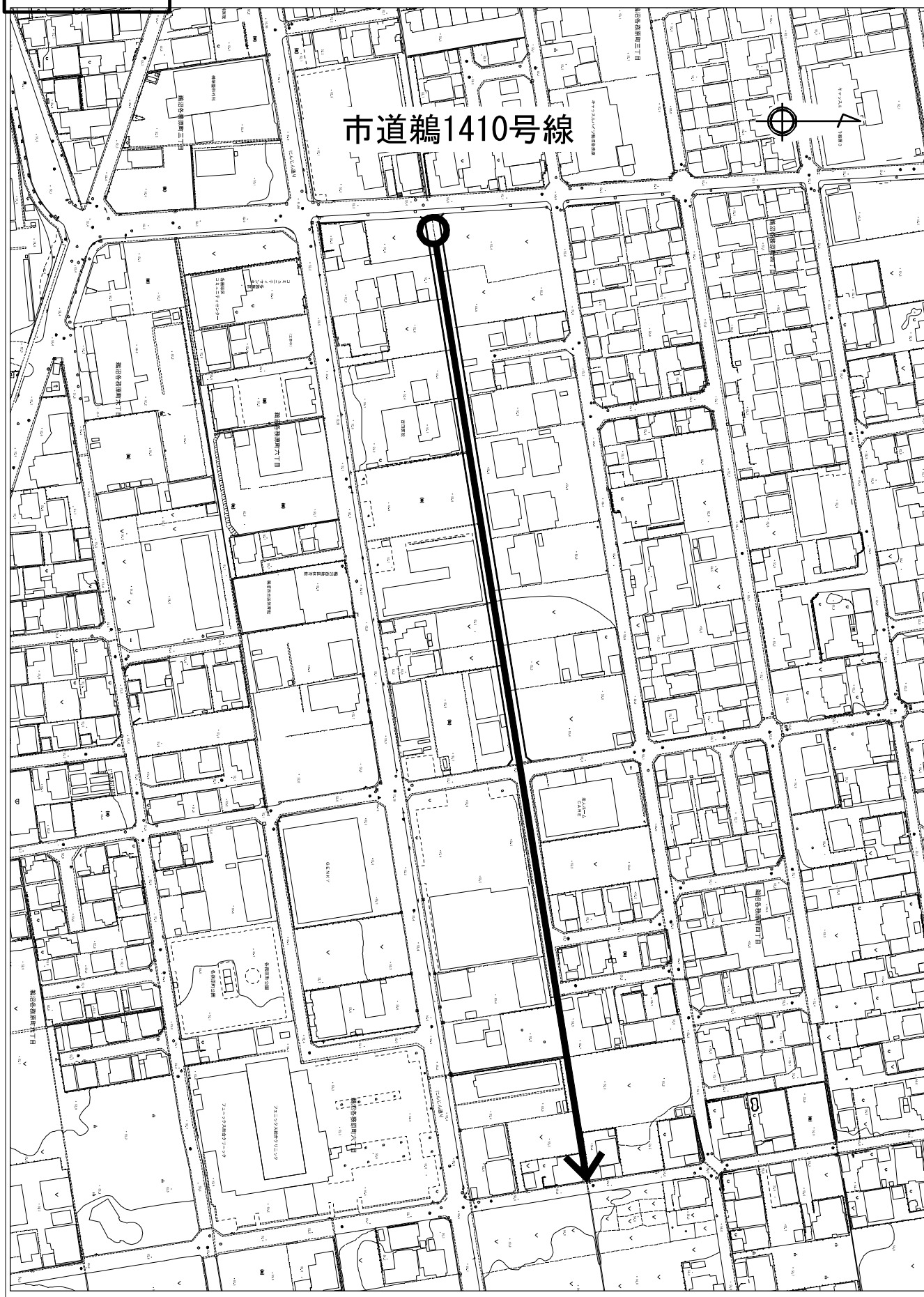
1 廃止路線

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 鵜 1 4 1 0 号線	各務原市鵜沼各務原町 4 丁目 3 3 7 番 1 地先から	
	各務原市鵜沼各務原町 4 丁目 3 3 3 番 7 地先まで	

2 認定路線

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 鵜 1 4 1 0 号線	各務原市鵜沼各務原町 4 丁目 3 0 9 番 1 地先から	
	各務原市鵜沼各務原町 4 丁目 3 3 3 番 7 地先まで	





議第 8 1 号

市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項及び第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を廃止及び認定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

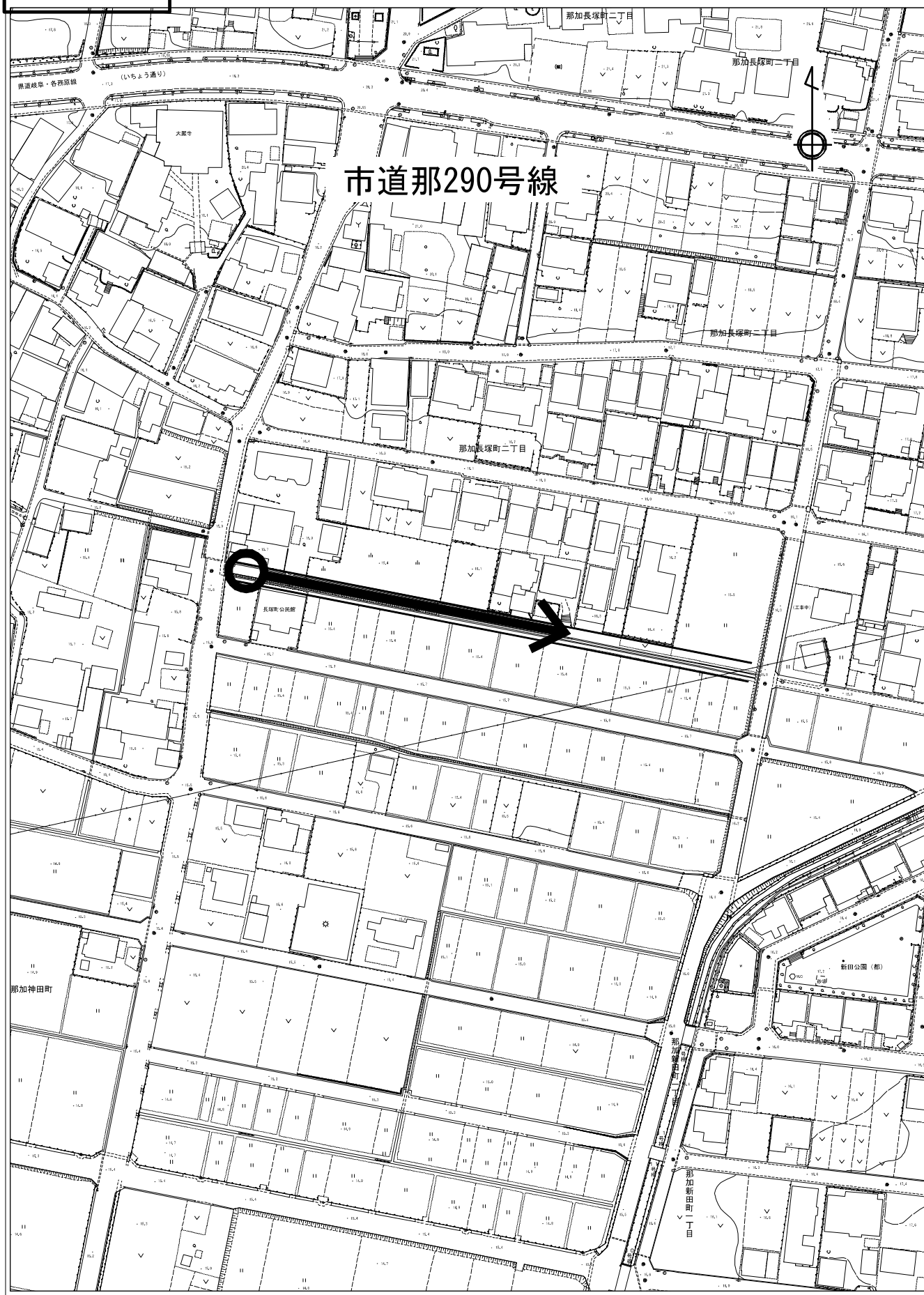
地区計画道路前洞 B 地区 2 号整備事業に伴い、市道路線の再編成をするため、それぞれ廃止及び認定しようとする。

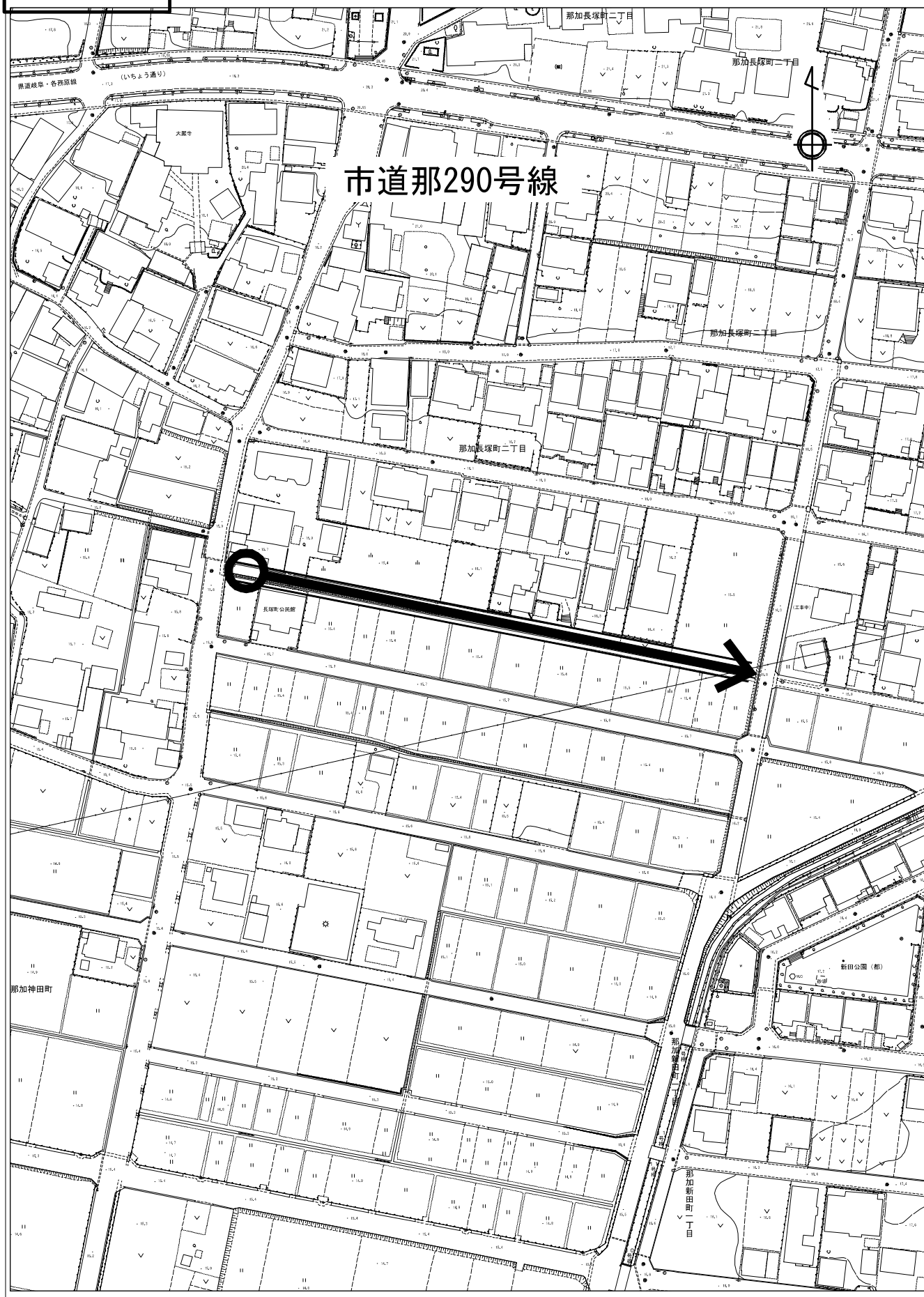
1 廃止路線

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 那 2 9 0 号線	各務原市那加長塚町 2 丁目 8 0 番 1 地先から	
	各務原市那加長塚町 2 丁目 8 4 番 地先まで	

2 認定路線

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 那 2 9 0 号線	各務原市那加長塚町 2 丁目 8 0 番 1 地先から	
	各務原市那加長塚町 2 丁目 8 8 番 地先まで	





議第 8 2 号

市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項及び第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を廃止及び認定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

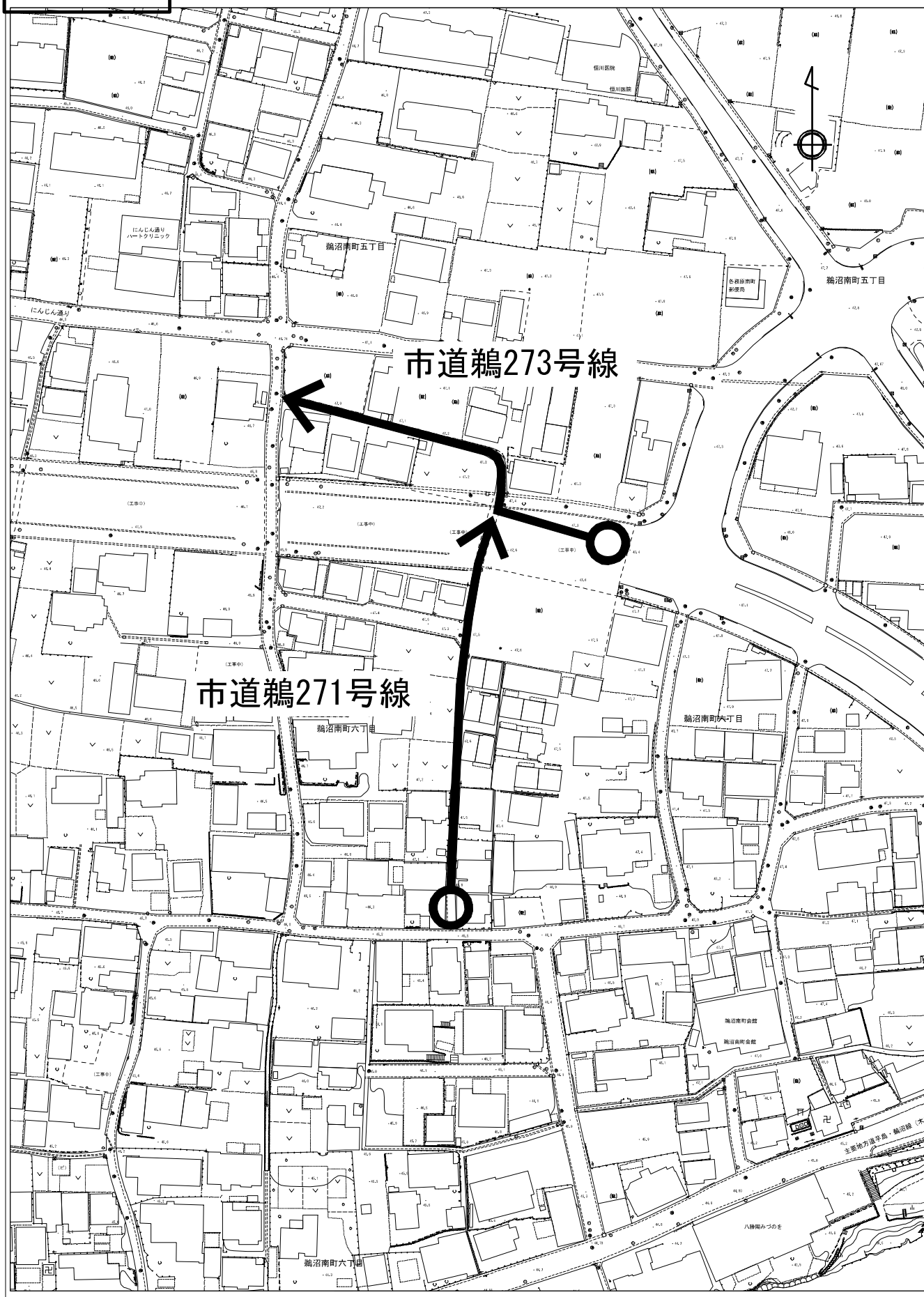
都市計画道路犬山東町線バイパスの道路整備事業に伴い、市道路線の再編成をするため、それぞれ廃止及び認定しようとする。

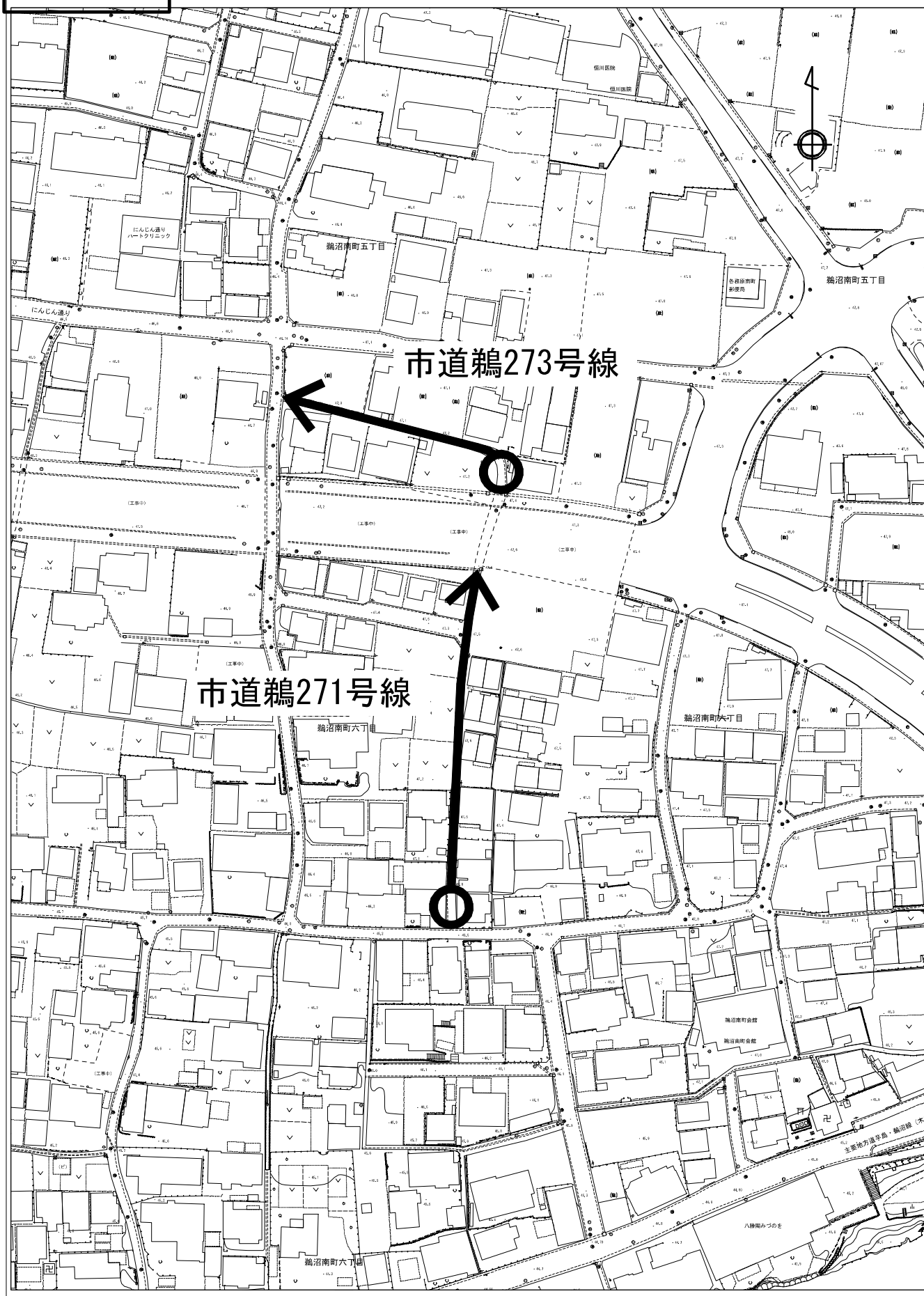
1 廃止路線

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 鵜 2 7 1 号線	各務原市鵜沼南町 6 丁目 4 8 番 地先から	
	各務原市鵜沼南町 6 丁目 5 5 番 地先まで	
市道 鵜 2 7 3 号線	各務原市鵜沼南町 6 丁目 3 6 番 地先から	
	各務原市鵜沼南町 6 丁目 5 7 番 1 地先まで	

2 認定路線

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 鵜 2 7 1 号線	各務原市鵜沼南町 6 丁目 4 8 番 地先から	
	各務原市鵜沼南町 6 丁目 5 4 番 1 地先まで	
市道 鵜 2 7 3 号線	各務原市鵜沼南町 6 丁目 5 6 番 1 地先から	
	各務原市鵜沼南町 6 丁目 5 7 番 1 地先まで	





議第 8 3 号

各務原市固定資産評価審査委員会委員の選任について

各務原市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市那加前野町※※※※※※※※
氏 名 松 岡 伸 浩
生年月日 昭和 3 8 年※※月※※日

提案理由

各務原市固定資産評価審査委員会委員松岡伸浩氏の任期が 9 月 3 0 日に満了するため、再び同氏を選任しようとする。

議第 8 4 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市鵜沼羽場町※※※※※※※※

氏 名 小 池 文 代

生年月日 昭和 3 8 年※※月※※日

提案理由

人権擁護委員中村智子氏の任期が 1 2 月 3 1 日に満了するため、その後任の候補者に小池文代氏を推薦しようとする。

議第 85 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市那加北洞町※※※※※※※※

氏 名 北 川 宥 智

生年月日 昭和 38 年※※月※※日

提案理由

人権擁護委員川村久夫氏の任期が 12 月 31 日に満了するため、その後任の候補者に北川宥智氏を推薦しようとする。

議第 86 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市鵜沼羽場町※※※※※※※※

氏 名 安 東 節 子

生年月日 昭和 34 年※※月※※日

提案理由

人権擁護委員安東節子氏の任期が 12 月 31 日に満了するため、再び同氏をその候補者に推薦しようとする。

議第 8 7 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市蘇原大島町※※※※※※※※

氏 名 遠 藤 久 美 子

生年月日 昭和 3 7 年※※月※※日

提案理由

人権擁護委員遠藤久美子氏の任期が 1 2 月 3 1 日に満了するため、再び同氏をその候補者に推薦しようとする。

議第 88 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市鵜沼各務原町※※※※※※※
氏 名 小 川 幸 弥
生年月日 昭和 33 年※※月※※日

提案理由

人権擁護委員小川幸弥氏の任期が 12 月 31 日に満了するため、再び同氏をその候補者に推薦しようとする。

